

香川県報



第 2 号

平成 17 年

1 月 7 日（金曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

告示	生活保護法の規定による指定医療機関を休止した旨の届出（健康福祉総務課）	一
	介護保険法の規定による事業者の指定（長寿社会対策課）	
	香川県統計調査条例の規定による香川県内雇用状況調査の実施（労働政策課）	二
	道路の区域変更（道路保全課）	
公告	園科技工士試験の実施（医務国保課）	三
	肥料の登録の失効（農業経営課）	
	土地改良事業の適否決定（二件）（土地改良課）	四
	土地改良事業計画変更の適否決定（〃）	
	土地改良事業の認可（〃）	
	選挙管理委員会告示	
	政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出	

告示

●香川県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成十七年一月七日

香川県知事 真鍋武紀

●香川県告示第五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年一月七日

香川県知事 真鍋武紀

休止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、一一、一	有限会社ライフサポート 坂出市富士見町二丁目五―二	有限会社ライフサポート 坂出市富士見町二丁目五―二	訪問介護 居宅介護支援

●香川県告示第六号

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七七〇一 〇三四〇〇	ケアネットオーク 高松市新田町一―四三番地オークヒルズ五〇一号	オークエレベーター株式会社 代表取締役 佐藤和徳 高松市前田西町七四番地二	平成十六年十二月十五日	居宅介護支援
三七七〇一 〇三四一八	スローライフ 高松市御厩町一六六九番地二	有限会社スローライフ 代表取締役 亀山輝美 高松市御厩町一六六九番地二	〃	訪問介護
三七七〇一 〇三四二六	塩上デイサービスセンター善 高松市塩上町一〇番五 池商はせ川ビル二F	有限会社善 代表取締役 齋藤勝範 高松市亀井町九番地一	平成十六年十二月十八日	通所介護

香川県統計調査条例（昭和二十四年香川県条例第四十五号）の規定に基づき、香川県内雇用状況調査を次のとおり実施する。

平成十七年一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査の目的

各事業所における十五歳から三十四歳までの若年非正規社員の雇用実態や事業所で働く非正規社員の就労意識など、事業所や従業員のニーズや現状を把握し、今後の若年雇用施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の実施期間

平成十七年一月七日から平成十七年二月二十八日まで

三 調査の範囲

五人以上の常用労働者を有する県内所在の民営事業所のうち産業ごとに層化抽出された事業所及び同所で勤務する従業員等

四 調査の方法

- 1 調査委託機関 株式会社ホットカプセル
- 2 調査方法 委託機関において雇用する調査員による郵送調査及び調査員による訪問聴き取り調査

五 調査事項

- 1 若年非正規社員の雇用実態について
- 2 若年非正規社員就労意識調査について
- 3 ワークシェアリング導入促進のための企業実態把握調査について
- 4 デュアルシステム導入に向けた企業調査について

●香川県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年一月七日から同年一月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 屋形崎小江湫崎線（二百五十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		
小豆郡土庄町淵崎甲一二五六番八地先から 小豆郡土庄町淵崎甲一五五六番四地先まで	前	七・〇	六〇	スクールバス停留所新設による現道拡幅
	後	一・五		
		七・三	六〇	
		一四・六	六〇	

公 告

●香川県公告第九号

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条第一項の規定に基づき、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成十七年一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験期日

- 1 学説試験 平成十七年三月二日（水曜日）午前九時から
- 2 実地試験 平成十七年三月三日（木曜日）午前九時から

二 試験場所

- 1 学説試験 高松市番町一丁目一〇番三五号 香川県社会福祉総合センター
- 2 実地試験 高松市錦町一丁目九番一号 香川県歯科技術専門学校

三 試験科目

- 1 学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
- 2 実地試験

歯科技工実技

四 受験資格者

次のいずれかに該当する者

- 1 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成十七年三月に卒業する見込みの者を含む。）
- 2 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成十七年三月に卒業する見込みの者を含む。）
- 3 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- 4 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が1、2及び3に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 受験資格を証明する書類

- (1) 四の1及び2に該当する者は、卒業（見込）証明書
卒業見込証明書を提出した者は、平成十七年三月十六日（水曜日）までに卒業証明書を提出すること。
- (2) 四の3に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
- (3) 四の4に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類
- (三) 写真（手札形台紙付とし、出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影したもので、その裏面に「シギ」の記号、撮影年月日及び氏名を記載したもの）

2 試験手数料

三六、〇〇〇円（三六、〇〇〇円に相当する額の香川県証紙を受験願書にはり付け消印はしないこと。ただし、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便又は信書便による送付により受験願書等を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面三六、〇〇〇円の郵便為替を同封することにより納付するものとする。）

3 受験願書の提出先

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部医務国保課

4 受験願書の受付期間

平成十七年一月二十八日（金曜日）から二月四日（金曜日）まで

なお、郵便又は信書便による送付による場合は、受付期間の末日までの消印（信書便にあつてはこれに準ずるもの）のあるものに限り受け付ける。

六 合格者の発表

平成十七年三月二十三日（水曜日）に、香川県庁東館正面玄関横掲示板に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、合格者には、合格証書を交付する。

七 その他

- 1 受験願書を受付後、受験票を交付する。
- 2 受験手続等についての不明な点は、香川県健康福祉部医務国保課総務・医事グループ（電話番号〇八七―八三二―三二五六）に問い合わせること。

●香川県公告第十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録が平成十六年十二月二日に失効したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
香川県第 六七二号	蒸製骨粉	20蒸製骨粉	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二〇・〇	該当なし	株式会社カガワミール 坂出市昭和町二丁目七 番九号

●香川県公告第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十二月十六日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年一月二十一日から同年二月十日まで縦覧に供する。

平成十七年一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業成合地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業岡本地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業一宮地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業奈良須地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業三軒屋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業野田池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業中間地区	〃

●香川県公告第十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十二月十六日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年一月十四日から同年二月三日まで縦覧に供する。

平成十七年一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業世中地区	香川町建設課

〃

単独県費補助土地改良事業池内地区

香南町建設経
済課

●香川県公告第十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市下笠居土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業神在川窪地区）計画を変更することについて平成十六年十二月十六日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年一月二十一日から同年二月十日まで縦覧に供する。

平成十七年一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十二月十五日認可した。

平成十七年一月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業上成合地区
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業引妻池地区
〃	単独県費補助土地改良事業額池地区
〃	単独県費補助土地改良事業砂後地区

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年一月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称

香川町をより良くする会

平成十七年一月七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています